

羽生市訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200 1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	訪問型独自サービス 令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		訪問型サービス費のイからハまでについて 所定単位数の1/1000 加算		

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】

羽生市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

種類 コード	項目 コード	サービス名称	単位数	算定 単位	給付割合	1単位	算定概要
A3	1001	訪問型サービスA	243	回	90%	6級地 (10.42円)	緩和基準によるヘルパーサービス。
A3	1002	訪問型サービスA(2割負担)	243	回	80%	6級地 (10.42円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A3	1005	訪問型サービスA-建物減算90%	219	回	90%	6級地 (10.42円)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に90%減算。
A3	1006	訪問型サービスA-建物減算90%(2割負担)	219	回	80%	6級地 (10.42円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A3	1009	訪問型サービスA(3割負担)	243	回	70%	6級地 (10.42円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A3	1011	訪問型サービスA-建物減算90%(3割負担)	219	回	70%	6級地 (10.42円)	自己負担3割の高所得者に適用。

羽生市通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672
A6 1112	通所型サービス1日割			55単位	55
A6 1121	通所型サービス2			3,428単位	3,428
A6 1122	通所型サービス2日割			113単位	113
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合		376単位減算	-376
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2			752単位減算	-752
A6 5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算 (I)	150単位加算
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算 (II)	160単位加算
A6 5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6 5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5009	通所型複数サービス実施加算 II			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6 5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120
A6 6011	通所型サービス提供体制強化加算 I 1	テ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援1	88単位加算
A6 6012	通所型サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72単位加算
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144単位加算
A6 6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 21		(1)サービス提供体制強化加算 (I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算
A6 6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96単位加算
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算 (III)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48単位加算
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)(3月以内を限度)	100単位加算	100
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 1			(2)生活機能向上連携加算 (I)	200単位加算
A6 4003	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算
A6 6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I			ラ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (I)(6月以内を限度)
A6 6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (II)(6月以内を限度)	5単位加算	
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算	
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算 V			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の12/1000 加算	
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の10/1000 加算
A6 8310	通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8002	通所型サービス1日割・定超			55単位	
A6 8011	通所型サービス2・定超			3,428単位	
A6 8012	通所型サービス2日割・定超			113単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型サービス1・欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9002	通所型サービス1日割・欠			55単位	
A6 9011	通所型サービス2・欠			3,428単位	
A6 9012	通所型サービス2日割・欠			113単位	

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】

羽生市通所型サービス(独自/定率)サービスコード表

種類コード	項目コード	サービス名称	単位数	算定単位	給付割合	1単位	算定概要
A7	1001	通所型サービスA	350	回	90%	6級地 (10.27円)	緩和基準によるデイサービス。
A7	1002	通所型サービスA(2割負担)	350	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1003	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%	245	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者定員数が基準を超える又は介護職員の員数が基準以下の場合に70%減算。
A7	1004	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%(2割負担)	245	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1005	通所型サービスA-片道送迎	303	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者に片道分の送迎を行わない場合に47単位を減算。
A7	1006	通所型サービスA-片道送迎(2割負担)	303	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1007	通所型サービスA-送迎なし	256	回	90%	6級地 (10.27円)	利用者に往復で送迎を行わないか、事業所と同一建物に居住する利用者の場合に94単位を減算。
A7	1008	通所型サービスA-送迎なし(2割負担)	256	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1009	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎	198	回	90%	6級地 (10.27円)	定員超過又は員数不足と、片道送迎が同時に適用される場合に使用。
A7	1010	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎(2割負担)	198	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1011	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし	151	回	90%	6級地 (10.27円)	定員超過又は員数不足と、送迎なしが同時に適用される場合に使用。
A7	1012	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし(2割負担)	151	回	80%	6級地 (10.27円)	自己負担2割の高所得者に適用。
A7	1013	通所型サービスA(3割負担)	350	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1014	通所型サービスA-定員超過・員数不足70%(3割負担)	245	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1015	通所型サービスA-片道送迎(3割負担)	303	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1016	通所型サービスA-送迎なし(3割負担)	256	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1017	通所型サービスA-定員超過・員数不足・片道送迎(3割負担)	198	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。
A7	1018	通所型サービスA-定員超過・員数不足・送迎なし(3割負担)	151	回	70%	6級地 (10.27円)	自己負担3割の高所得者に適用。

羽生市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 ・事業対象者・要支援1,2・要介護1,2,3,4,5	438単位	438
AF	1002	介護予防ケアマネジメント・初回加算	ロ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	300単位	738
AF	1003	介護予防ケア委託連携加算	ハ 介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算	300単位	738
AF	1004	介護予防ケア初回・委託連携加算	ニ 介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算		1,038
AF	8310	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応(介護予防ケアマネジメント費のイについて)	所定単位数の1/1000 加算	

色分けルール:【水色→新設】【黄色または赤字→変更】【灰色→廃止】